

三鷹発

地域とともにある、新しい義務教育学校

— コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育 —

三鷹市自治基本条例

第33条 教育委員会は、地域と連携・協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする

2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする

三鷹市教育ビジョン2022

「人間力」「社会力」の育成を目指して

「人間力」

基礎的な素養を身に付け、自立した一人の人間として考え判断し、豊かに力強く生きていくための総合的な力

「社会力」

社会とのかかわりを持ち、社会の一員としての役割を果たしつつ、適切な人間関係を結び、生きていく力

目標Ⅰ 地域とともに、協働する教育を進めます

… コミュニティ・スクールを充実・発展させ、地域とともに子どもたちを育てる教育を推進します

目標Ⅱ 小・中一貫した質の高い学校教育を推進します

…三鷹型の小・中一貫教育を充実・発展させ、連続性と系統性のある学習を保障し、子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の姿に責任をもった教育を実現します

目標Ⅲ 学校の経営力と教員の力量を高め、特色ある学園・学校づくりを進めます

… 学園・学校経営を円滑かつ効果的に推進できるよう、改善・充実を図り、教員のキャリア支援等を通して、三鷹にふさわしい教員を養成・育成し、子どもたちの学びをより一層豊かにしていきます

目標Ⅳ 安全で快適な、充実した教育環境を整えます

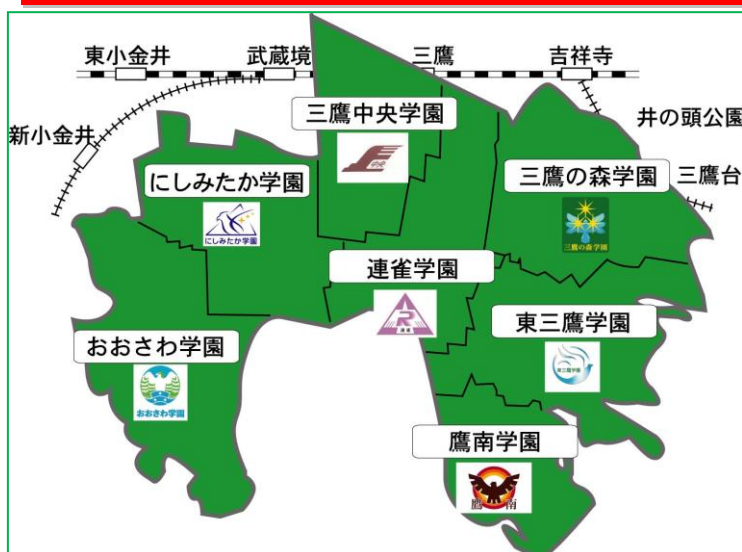
…子どもたちが安全・安心な気持ちで快適に過ごせ、効果的な学習ができる教育環境を整備します

目標Ⅴ 地域をつなぐ拠点となる学校をつくります

…子どもたちのために、既存の地域社会の全ての力を結集し、それぞれの強みを生かした協働をすすめ、地域をつなぐ、学校を核としたコミュニティを創造します

質の高い教育の提供をどの学校においても保証する —義務教育9年間に責任をもつ—

コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育



三鷹市が取り組む小・中一貫教育は、現行制度の枠組みの中で、既存の小・中学校を存続させたまま、コミュニティ・スクールを基盤として、学校と家庭と地域が当事者として「ともに」手を携え、義務教育9年間を通して、子どもたちの「人間力」「社会力」を育てる教育です。

三鷹市のコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育

コミュニティ・スクール

三鷹市では全ての学校に法的な権限と責任を有する「学校運営協議会」を設置することにより、市民による学校運営への参画、教育活動への支援等をはじめ、さまざまなコミュニティ・スクールとしての取組を通して、義務教育9年間の児童・生徒の健やかな成長・発達、「人間力」「社会力」の育成をめざし、学校・家庭・地域がそれぞれ当事者意識をもち「ともに」手を携えて教育にあたるシステムを構築しました。

三鷹市のコミュニティ・スクール2つの機能

○コミュニティ・スクール委員会・学校運営協議会での協議を通した **学校運営への参画**

○教育ボランティア等、学校教育への支援による **教育活動への参画**

学校運営への参画 <協議>

全学校に「学校運営協議会」、学園には「コミュニティ・スクール委員会」を設置しています。

コミュニティ・スクールは「熟議」と「協働」を通して、保護者や地域の皆さんが責任と権限をもって学校運営に参画できる仕組みです。

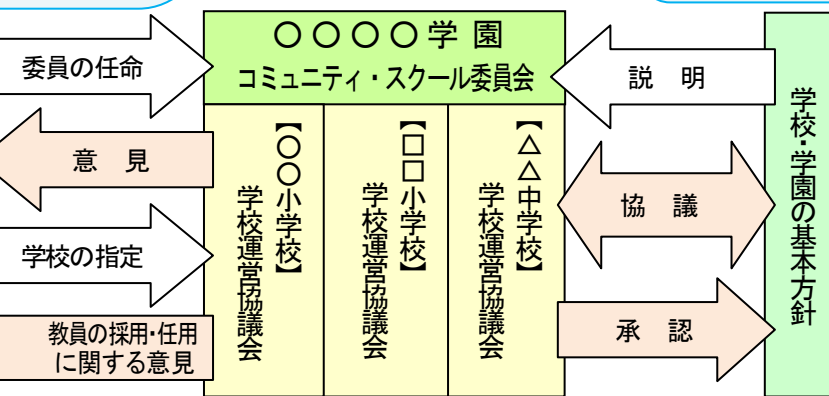
三鷹市では学校・保護者・地域が一体となり、市民のニーズを反映した、地域とともにある、より良い学校教育の実現に取り組んでいます。

学校運営協議会 コミュニティ・スクール委員会



コミュニティ・スクール委員会には 評価部会・支援部会・地域部会・広報部会等の部会を設置し、委員の皆さんがコーディネートして地域の力を学校教育の充実に生かすとともに、地域の活性化に努めています。

「学校運営協議会」には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第45条5項で規定された・校長が作成した教育課程や基本方針等の承認・学校運営に関して、学校や教育委員会に意見を述べるができる・教職員の採用・任用に関する意見を述べるができる等の法的権限があります。



コミュニティ・スクール委員会委員は各校の学校運営協議会委員を兼ねており、同一メンバーで構成されています。

教育活動への参画 <支援>

保護者、地域人財による教育活動への支援

保護者、地域人財による教育ボランティアが教育活動を支援します。

コミュニティ・スクール委員会の部会が支援活動のコーディネートをしています。

地域による子どもたちの豊かな学びの支援

- 授業での支援や放課後の活動の支援・補助
- 学校行事での支援や引率補助
- 学校内外の環境整備・安全管理等による支援
- 地域での子どもたちの活動のコーディネート 等

	学習支援	環境支援
専門的	①ゲストティチャー	③施設メンテナー
一般的	②学習アシスタント	④環境サポーター

小・中一貫教育

三鷹市の小・中一貫教育は、系統性・連続性を重視した義務教育9年間の指導に責任をもち、学園内の小・中学校間の強固な連携と交流をととして、一体感のある学園としての教育を推進しています。三鷹らしい多様な教育活動や地域人財との協働を通して、「地域とともにある新しい義務教育学校」の充実・発展を目指します。

三鷹市立小・中一貫教育校の特色

義務教育9年間の教育を

- ① 現行の法制度の下で
 - ② 既存の小学校・中学校を存続させた形で、
 - ③ コミュニティ・スクールを基盤として、
 - ④ 小・中一貫カリキュラムに基づき、
- 系統性と連続性を重視して行い、児童・生徒に「人間力」と「社会力」を培います。

小・中一貫カリキュラム

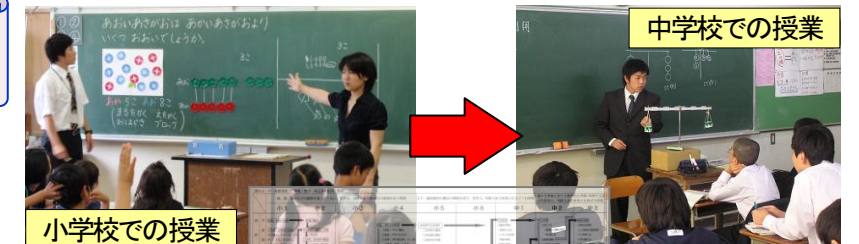
小・中学校の教員が、児童・生徒の各発達段階を理解し、系統性と連続性のある指導を9年間一貫して行うために小・中一貫カリキュラムに基づく授業を実施しています。

兼務発令・相互乗り入れ授業

小学校の教員も中学校の教員も児童・生徒の義務教育9年間の教育を「本務として」責任をもって行えるよう、全ての教員が学園の小・中学校両方の教員として東京都教育委員会から「兼務発令」されています。



小・中学校教員による 授業研究・学園研究



小学校での授業

中学校での授業

小・中一貫カリキュラム

中学校教員による小6の算数の授業

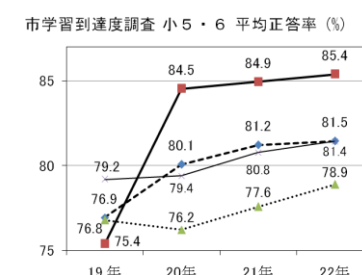


元担任とのT・Tによる中1 数学の指導

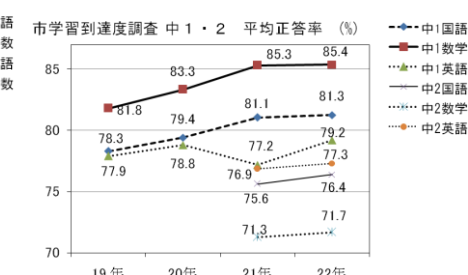
義務教育9年間を見据えて児童・生徒の「確かな学力」の向上を目指して、小・中学校の教員が、相互に学びあい授業力を高めていきます。各学園での授業研究を通して、小・中一貫カリキュラムの検証を行っています。

授業力向上

学力向上

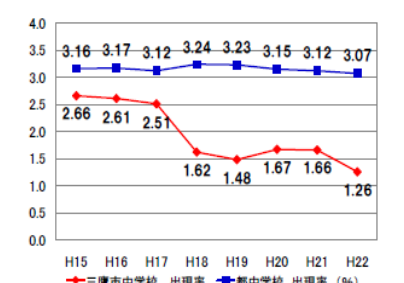


三鷹市学習到達度調査結果 経年変化



健全育成

中学生の不登校出現率



小・中一貫教育校の交流活動



2校の小6が合同で実施する
3泊4日の 自然教室

児童会・生徒会の合同会議



中学生による
小学校運動会ボランティア



部活動体験に参加する
小学生と指導する中学生



小学校教員が顧問の中学校サッカー一部
市内大会で優勝

中学生が児童のお世話
小・中ふれあいボランティア



三鷹らしい特色ある教育活動

ICT(情報)教育



学校農園での収穫

ALTを導入した小学校1年
からの英語活動・外国語活動



生き方・キャリア教育
アントレプレナーシップ教育



地域とともに行う教育活動



小6職場訪問



小2 生活科



中学生も地域で活躍
交通対 自転車教室



生徒たちとCS 地域
教育部との話し合い

小1算数
授業サポート



学園評価・検証報告に見られる成果

- 教員同士の相互理解が促進され、協力し合う姿勢が定着してきた。
- 小・中学校教員の授業交流が児童・生徒に安心感をもたらし、学習意欲の向上につながった。
- 児童・生徒の交流は、思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむ。
- 小・中学校間の交流は、生徒に自己有用感を、児童に中学校への期待をもたせている。
- コミュニティ・スクールの活動を通して、保護者・地域の学校への理解が進み、教育活動への協力体制が広がった。
- 地域団体が実施している諸行事への児童・生徒・教員の参加が増え、地域の学校としての存在感が増した。

市内全7学園で、保護者や地域の皆さん、教職員が協働して学園の子どもたちの教育を進めてきました。小・中の連携が進み、相互乗り入れ授業や学園での交流活動などについての児童・生徒の評価は高く、学校間の段差解消も進んでいます。また、コミュニティ・スクールの運営においても、学園と地域の連携、協働は順調に進み、児童・生徒が地域の皆さんから教育活動への支援を受け、ふれあいを通して地域の子どものとして育っています。そして、それぞれの課題解決に取り組み、よりよい学園・地域をめざし、一步一步ですが、着実に前進しています。

三鷹市教育委員会では、子どもたちのためによりよい教育を目指し、学校・保護者・地域との「熟議」と「協働」を通して、コミュニティ・スクールの基盤とした小・中一貫教育のさらなる充実・発展に努めてまいります。

三鷹市教育委員会 教育部 指導課

〒181-8505 三鷹市下連雀9丁目11番7号 電話 0422-45-1151